

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第38号中「（」の次に「所有する全ての自動車について」を加え、「ない者等」を「なく、かつ、減免を受けようとする年度分の自動車税の種別割を納期限までに納付していることその他知事が別に定める要件を満たす者」に改める。

附則第14項中「不動産取得税減額（還付）申告（申請）書（附則第1号様式の4）」を「附則第1号様式の4」に改める。

附則第23項各号中「令和3年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和13年3月31日まで」に改める。

附則第1号様式の4（表）中「不動産取得税減額（還付）申告（申請）書」を

「
不動産取得税減額（還付）申告（申請）書
（買取再販用）
に改める。
」

附則第1号様式の5中「不動産取得税徴収猶予申請書」を「不動産取得税徴収猶予申請書（買取再販用）」に、

「

※処理事項	年度	月別	納税通知書番号	徴収猶予する税額	徴収猶予の期間	備考
				円	・ ・ から	
					・ ・ まで	

を
」

「

※処理事項	年度	月別	納税通知書番号	猶予コード	徴収猶予する税額	徴収猶予の期間	備考
					円	・ ・ から	
						・ ・ まで	

に
」

改める。

附則第2号様式中「不動産取得税徴収猶予申請書」を「不動産取得税徴収猶予申請書（農地等用）」に改める。

別表第4の55の項を次のように改める。

55	法第73条の2第7項の規	不動産取得税に係る家屋附帯設備価額申出書	第74号様式
----	--------------	----------------------	--------

定による申出

別表第4の55の2の項中「第74号様式の2」を「第74号様式の3」に改め、同項を同表55の3の項とし、同表55の項の次に次のように加える。

55の2 法第73条の2第8項の規定による申請	不動産取得税に係る家屋附帯設備に属する部分の税額還付申請書	第74号様式の2
-------------------------	-------------------------------	----------

第45号様式中

「
 年 月 日
 神奈川県 事務所長殿 を
 」

「
 年 月 日
 神奈川県 事務所長殿 に、
 」

口座振込による還付金の受領	金融機関名	申請人名義の預金の種類	口座番号	備考	

を

口座振込による還付金の受領	取扱金融機関	銀行 金庫 信用組合 協同組合						本店(所) 支店(所) 出張所		預金の種類	1 普通 2 当座 3 その他
		銀行コード					店舗コード			口座番号	
	フリガナ										
備考	口座名義人										

に改め、同様式の備考2中「口座振込を」を「申請人名義の口座への振込みを」に改める。

第45号様式の2中

口座振込による還付金の受領	金融機関名	申請人名義の預金の種類	口座番号

を
「

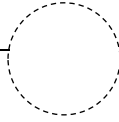
口座振込による還付金の受領	取扱金融機関	銀行 金庫 信用組合 協同組合						本店(所) 支店(所) 出張所			預金の種類	
		銀行コード					店舗コード				口座番号	
	フリガナ											
	口座名義人											

」

に改め、同様式の備考2中「口座振込を」を「申請人名義の口座への振込みを」に改める。

第52号様式の2(表)中

「

付 受  印		(ふりがな) 寄附金を受領する者(特定公益信託の受託者)の名称 年 月 日 神奈川県知事 殿 (県税事務所経由)			
神奈川県県税条例第10条第1項に規定する個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金について申し上げます。		法人番号			
		主たる事務所又は事業所の所在地		電話 () —	
		(ふりがな) 代表者氏名			
設立年月日	年 月 日	事業年度	自 月 日至 月 日		
所得税における寄附金控除の根拠条文		1 所得税法第78条第2項第2号 2 所得税法第78条第2項第3号 (所得税法施行令第217条第 号 該当) 3 所得税法第78条第3項 4 租税特別措置法第41条の18の2第1項又は第2項 5 旧租税特別措置法第41条の18の2第1項			

」

を

「

<p style="text-align: center;">付 受印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>神奈川県知事 殿 (県税事務所経由)</p> <p>神奈川県県税条例第 10 条第 1 項に規定する個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金について申し上げます。</p>	(ふ り が な) 寄附金を受領する者 (公益信託の受託者) の氏名 又は名称	
	法 人 番 号	
	住 (居) 所 又 は 所 在 地	電話 () —
	(ふ り が な) 代 表 者 氏 名	
	(ふ り が な) 公 益 信 託 の 名 称	
所得税における寄附金控除の根拠条文	1 所得税法第 78 条第 2 項第 2 号 2 所得税法第 78 条第 2 項第 3 号 (所得税法施行令第 217 条第 号 該当) 3 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号 4 旧所得税法第 78 条第 3 項 5 租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 第 1 項又は第 2 項	

」

に改め、同様式（裏）の備考 2 (3) 中「特定公益信託の」を「公益信託の」に改め、同様式（裏）の備考 2 (3) ア中「認定特定公益信託」を「公益信託」に改め、同様式（裏）の備考 2 (3) ウ中「登記事項証明書」の次に「（個人の場合は、個人番号カードの表面（個人番号の記載がない面）、運転免許証等本人であることが確認できるものの写し。）」を加え、同様式（裏）中備考 6 を備考 7 とし、同様式（裏）の備考 5 中「名称」を「氏名又は名称」に改め、同様式（裏）中備考 5 を備考 6 とし、備考 4 を備考 5 とし、備考 3 を備考 4 とし、備考 2 の次に次のように加える。

3 「法人番号」欄及び「代表者氏名」欄は、個人の場合は記入する必要はありません。

第 52 号様式の 6 中

「

<p style="text-align: center;">付 受 ○ 印</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神奈川県知事 殿 (県税事務所経由)</p> <p>個人県民税の控除対象寄附金に係る事項について、次のとおり変更が生じたので、届け出ます。</p>	(ふ り が な)	
	寄附金を受領する者(特定公益信託の受託者)の名称	
	法 人 番 号	
	主たる事務所又は事業所の所在地	電話 () —
	(ふ り が な)	
	代 表 者 氏 名	

を

「

<p style="text-align: center;">付 受 ○ 印</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神奈川県知事 殿 (県税事務所経由)</p> <p>個人県民税の控除対象寄附金に係る事項について、次のとおり変更が生じたので、届け出ます。</p>	(ふ り が な)	
	寄附金を受領する者(公益信託の受託者)の氏名又は名称	
	法 人 番 号	
	住(居)所又は所在地	電話 () —
	(ふ り が な)	
	代 表 者 氏 名	
	(ふ り が な)	
	公 益 信 託 の 名 称	

に改め、

同様式の備考を備考2とし、備考1として次のように加える。

- 1 法人番号の欄及び代表者氏名の欄は、個人の場合は記入する必要はありません。

第70号様式中「明・大・昭・平」を「大・昭・平・令」に、

「従業員」を「従業員
(人)」に、

「

男	人	女	人
男	人	女	人

を

「

に改める。

第74号様式を次のように改める。

不動産取得税に係る家屋附帯設備価額申出書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名

次のとおり不動産取得税に係る家屋附帯設備の価額について申出をします。

家屋	所在及び地番			家屋番号			種類		
	構造	床面積		m ²	家屋の名称				
課税標準額	円			税額	円				
附帯設備に属する部分の価額	円			附帯設備に属する部分の税額	円				

附帯設備に属する部分の取得者承諾事項

上記について、申出人と協議のうえ、附帯設備に属する部分の税額の納付につき承諾しました。

年 月 日

附帯設備に属する部分の取得者

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名

第74号様式の2を第74号様式の3とし、第74号様式の次に次の
1様式を加える。

不動産取得税に係る家屋附帯設備に属する部分の税額還付申請書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名

次のとおり不動産取得税に係る家屋附帯設備に属する部分の税額について還付を申請
します。

家屋	所在及び地番			家屋番号			種類		
	構造	床面積		m ²	家屋の名称				
課税標準額		円		税額		円			
附帯設備に属する部分の価額		円		附帯設備に属する部分の税額		円			
口座振込による還付金の受領	取扱金融機関	銀行 金庫 信用組合 協同組合				本店(所) 支店(所) 出張所			
	銀行コード					店舗コード			
	預金の種類	1 普通	2 当座	3 その他	口座番号	(フリガナ) 口座名義人			

備考 口座振込による還付金の受領の欄には、申請人名義の口座への振込みを希望する
場合に記入してください。この場合において、口座名義人が連帯納税義務者のうち
一方の者であるときは、他の者の委任状を添えてください。

第 80 号 様 式 中

「

納税通知書番号

を

」

「

納税通知書番号	猶予コード

に改める。

」

第 145 号 様 式 の 備 考 に 次 の よう に 加 え る 。

- 3 控除等をする過誤納金等の額の欄には、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 14 条第 1 項の規定により控除する額が同条第 3 項の規定により加算する額より多い場合は負数で、少ない場合は正数で過誤納金等の額を記入してください。

第 145 号 様 式 の 2 中 備 考 4 を 備 考 5 と し、 備 考 3 を 備 考 4 と し、 備 考 2 の 次 に 次 の よう に 加 え る 。

- 3 (エ)、(シ)、(セ)及び(タ)には、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 14 条第 1 項の規定により控除する額が同条第 3 項の規定により加算する額より多い場合は負数で、少ない場合は正数で過誤納金等の額を記入してください。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第 23 項、第 52 号様式の 2 及び第 52 号様式の 6 の改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 改正後の附則第 23 項第 1 号及び第 2 号の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に最初の道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 7 条第 1 項の規定による新規登録（県内における登録に限る。以下「初回新規登録」という。）を受けた自動車（当該初回新規登録の申請をした者が取得した自動車に限る。以下この項において同じ。）に対して課すべき自動車税の環境性能割の減免について適用し、同日前に初回新規登録を受けた自動車に対し

て課する自動車税の環境性能割の減免については、なお従前の例による。

- 3 改正後の附則第23項第3号及び第4号の規定は、令和8年4月1日以後に初回新規登録を受けた自動車（当該初回新規登録の申請をした者が所有する自動車に限る。以下この項において同じ。）に対して課すべき自動車税の種別割の減免について適用し、同日前に初回新規登録を受けた自動車に対して課する自動車税の種別割の減免については、なお従前の例による。
- 4 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。